

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 59

事業名 (計画事業名)	国民健康保険事業特別会計繰出金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保険給付係
(細事業名)		調書作成者職氏名	中村 文隆

事業の位置づけ	(第4期雄武町総合計画) 登載事業 非登載事業 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 施策の項目の分類 社会保障の充実 主要施策の分類 国民健康保険の充実	[総合計画以外の計画・指針等] [根拠法令等] 国民健康保険法 [事務種類] 自治事務(法令)
---------	---	---

事業の説明等	事業の対象 (Who) 国民健康保険特別会計 事業の意図 (What) 国民健康保険事業の円滑な推進 事業の手段 (How) 一般会計から国民健康保険に町負担分の繰出 事業の結果 (Outcome) 国民健康保険事業の円滑な推進	受益者負担 有 (無)
--------	---	-------------

事業の執行状況	事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
	[事業内容]	[H15実績]	[H16実績]	[H17実績]	[H18予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]
	国民健康保険事業繰出金	45,344,000円	62,005,000円	72,850,000円	71,925,000円			72,850,000円

事業計画の達成状況	(説明) - 事業執行上からの課題・町民からの意見等 a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	近年の不況及び高齢受給者の創設等により被保険者の増加があり給付額の増加につながっている
-----------	---	---

本年度の事業実施スケジュール	[町民への周知方法] [関係機関・関係部署との役割分担]
----------------	---------------------------------

事業の立案形成	[立案形成に至る背景・ニーズ] [立案形成過程における検討課題] 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 [事業化の過程における検討課題] 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 [立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策]
---------	--

事業の評価	[雄武町が実施することの妥当性] 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 ㉟ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ㊱ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 国民健康保険法に規定されている事業であり、事業の遂行に必要な繰出金である。
-------	--	---

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法令等に基づく負担のため</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p> <p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>法律に基づいておこなっている事業であり外部委託は不可</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ <input checked="" type="radio"/> 部事務組合 <input checked="" type="radio"/> 広域連合 <input type="radio"/> その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>保険財政の安定、事務の効率化が図られる</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) <input checked="" type="radio"/> 税源移譲対象 <input type="radio"/> 地方財政措置対象 <input type="radio"/> 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 <input type="radio"/> その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>三位一体改革により国庫負担金等の見直しが行われている。</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分な)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成18年度から医療費適正化を強化を図るため、レセプト点検の業者委託を実施することとした。また、壮年期からの健康増進及び疾病予防を促進させるため、保健係との連携により新規保健事業の実施を計画している。(国保ヘルスアップ事業)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性	
<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>税の徴収率は前年度より向上しているが、近年、被保険者の所得金額の低下により調定額が減少している。平成18年度は、国保税の改正(応益割の増、法定限度額の適用)による自主財源の確保を図るとともに、納期回数を増加させ納付しやすい環境整備を行う。</p> <p>また、医療費適正化対策として、レセプト点検の業者委託及び壮年期からの健康増進、疾病予防のため、保健係と連携し新規の保健事業(国保ヘルスアップ事業)の実施を計画している。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 60

事業名 (計画事業名)	老人保健医療事業特別会計繰出金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保険給付係
事業名 (細事業名)		調書作成者職氏名	中村 文隆

事業の位置づけ	<table border="1"> <tr> <th>第4期雄武町総合計画</th> <th>登載事業</th> <th>非登載事業</th> </tr> <tr> <td>まちづくりの基本目標の分類</td> <td colspan="2">やさしさあふれる健康福祉のまち</td> </tr> <tr> <td>施策の項目の分類</td> <td colspan="2">保健・医療の充実</td> </tr> <tr> <td>主要施策の分類</td> <td colspan="2">成人・老人保健の充実</td> </tr> </table>	第4期雄武町総合計画	登載事業	非登載事業	まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		施策の項目の分類	保健・医療の充実		主要施策の分類	成人・老人保健の充実		[総合計画以外の計画・指針等] [根拠法令等] 老人保健法等 [事務種類] 自治事務(法令)
第4期雄武町総合計画	登載事業	非登載事業												
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち													
施策の項目の分類	保健・医療の充実													
主要施策の分類	成人・老人保健の充実													

事業の説明等	事業の対象 (Who) 老人保健医療事業特別会計 事業の意図 (What) 老人保健医療事業円滑な推進 事業の手段 (How) 一般会計から老人保健医療事業に町負担分の繰出 事業の結果 (Outcome) 老人保健医療事業円滑な推進	受益者負担 有 (無)
--------	---	-------------

事業の執行状況	事業量の推移について記入					備考欄は直近年度の事業費実績値を記入		
	【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
	老人保健医療事業繰出金	41,234,000円	50,185,000円	45,903,000円	51,523,000円			45,903,000円

事業計画の達成状況	(説明) - 事業執行上からの課題・町民からの意見等 a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	加齢に伴い医療費が増加している。また、依然として社会的入院や頻回受診、重複受診が多い状況にある。
-----------	---	--

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------	---------------------------------

事業の立案形成	【立案形成に至る背景・ニーズ】 【立案形成過程における検討課題】 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業 【事業化の過程における検討課題】 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】
---------	---

事業の評価	【雄武町が実施することの妥当性】 民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 ㉟ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ㊱ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 老人保健法に規定されている事業であり、事業の遂行に必要な繰出金である。
-------	--	---

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">(<input checked="" type="radio"/> 該当) 非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法令等に基づく負担のため</p>
<p>(事業の効果)(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>(a) 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>(a) 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 (<input checked="" type="radio"/> 不可)</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可 (<input checked="" type="radio"/> 不可)</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>法律に基づいておこなっている事業であり外部委託は不可</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 (<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 (<input checked="" type="radio"/> 一部事務組合) (<input checked="" type="radio"/> 広域連合) ・ その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>保険財政の安定、事務の効率化、サービス基盤の広域的な整備が図られる</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 (<input checked="" type="radio"/> 非該当)</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・ 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 (<input checked="" type="radio"/> 無)</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・ 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>(b) これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>医療費適正化対策として、平成18年度からレセプト点検の業者委託を行うこととした。また、保健係との連携により、レセプト活用による医療費分析を行い、医療給付費の削減につながる予防事業の検討をしている。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>(a) 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>(a) 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性	
<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>制度改正により老健加入者は年々減少傾向にあるものの法定負担率の増加等により一般会計からの繰出金は減少していない。</p> <p>医療給付費は、平成18年度からの医療制度改革により減少すると思われ、また、医療費適正化対策として、レセプト点検の業者委託の実施により更なる給付費の削減が期待できる。今後は、介護サービスとの連携による社会的入院者の解消及び保健部門との連携による高齢者の健康増進、壮年期からの疾病予防対策の充実を図ることが必要である。</p> <p>また、平成20年度からは、広域保険者(都道府県単位)による高齢者医療保険制度へ移行される予定である。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 61

事業名 (計画事業名)	介護保険事業特別会計繰出金	担当課・係名 (上段・課名・下段・係名)	保健福祉課 保険給付係
事業名 (細事業名)		調書作成者職氏名	中村 文隆

事業の位置づけ	(第4期雄武町総合計画) 登載事業 非登載事業 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 施策の項目の分類 社会保障の充実 主要施策の分類 公的介護保険への適切な対応	(総合計画以外の計画・指針等) 介護保険事業計画 (根拠法令等) 介護保険法 (事務種類) 自治事務(法令)
---------	---	---

事業の説明等	事業の対象 (Who) 介護保険特別会計 事業の意図 (What) 介護保険の円滑な推進 事業の手段 (How) 一般会計から介護保険会計に、町負担分の繰出し 事業の結果 (Outcome) 介護保険の円滑な推進が図られる	受益者負担 有 (無)
--------	--	-------------

事業の執行状況	事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
	【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
	介護保険事業特別会計繰出金	43,481,000円	40,500,000円	55,022,000円	48,451,000円			55,022,000円

事業計画の達成状況	(説明) - 事業執行上からの課題・町民からの意見等 a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	近年保険給付費が伸びていることから、介護保険会計への繰出金の負担が増額となっている
-----------	---	---

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------	-------------------------------------

事業の立案形成	【立案形成に至る背景・ニーズ】 【立案形成過程における検討課題】 <table border="1"> <tr> <td>他自治体の類似事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替案</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スクラップ(廃止・縮小)事業</td> <td></td> </tr> </table> 【事業化の過程における検討課題】 <table border="1"> <tr> <td>町民等の意見聴取</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係部署等との調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国・道・関係団体等との調整</td> <td></td> </tr> </table> 【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	他自治体の類似事業		代替案		スクラップ(廃止・縮小)事業		町民等の意見聴取		関係部署等との調整		国・道・関係団体等との調整	
他自治体の類似事業													
代替案													
スクラップ(廃止・縮小)事業													
町民等の意見聴取													
関係部署等との調整													
国・道・関係団体等との調整													

事業の評価	【雄武町が実施することの妥当性】 <table border="1"> <tr> <td> 民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ㉟ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 </td> <td> (行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 介護保険法に規定されている事業であり、事業の遂行に必要な繰出金である。 </td> </tr> </table>	民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ㉟ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 介護保険法に規定されている事業であり、事業の遂行に必要な繰出金である。
民間との役割分担 (1) 行政としての役割 ㉞ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ㉟ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 介護保険法に規定されている事業であり、事業の遂行に必要な繰出金である。		

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>(事業の効果)(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>法律に基づいておこなっている事業であり外部委託は不可</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>保険財政の安定、事務の効率化、サービス基盤の広域的な整備が図られる</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>三位一体改革で平成18年度より国庫負担金と道負担金の負担割合が見直された。</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分な)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>保健係、社会福祉係、在宅介護支援センターとの連携強化等により、地域支援事業などの予防事業の拡充を行うことにより、介護給付額の削減は可能であると思われる。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性	
【来年度に向けた事業の方向性】 方向性の区分(選択例) A 継続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止	
担当所管評価 方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="イ"/> (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)	町長評価 方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="イ"/>
(説明) 平成18年度から在宅福祉、老人保健事業を再編した地域支援事業の開始により事業内容及び事業量が拡大する方向にあるが、地域支援事業及び平成19年度からの新予防給付の実施により要介護認定者の増加及び重度化は、鈍化していくことが期待される。 また、施設の入所者が増加すると、給付費の大幅な増加につながることから、在宅で暮らせるためのサービスのメニューを充実させることが必要である。	(説明)